

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び 安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課建設安全対策室
主任技術審査官 丹羽 啓達

はじめに

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日から施行することとされたところです。また、安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第114号）が平成27年3月25日に公示され、平成27年7月1日から適用することとされたところです。

本稿では、これら改正された労働安全衛生規則や安全衛生特別教育規程の内容を紹介します。

第1 改正の趣旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を改正し、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）の墜落防止措置等の見直しを行ったところですが、この見直しに係る労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から、専門家による「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」（以下「検討会」という。）において、足場からの墜落・転落災害の防止対策の検討が行われてきました。

今般、検討会において足場からの墜落・転落災害の防止対策について報告書が取りまとめられ、その結果を踏まえ、足場等か

らの墜落・転落に係る労働災害防止対策の強化を図ることとし、安衛則について所要の改正を行いました。

また、この改正では、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が特別教育を必要とする業務に追加されましたので、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を新たに規定するため、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について一部を改正しました。

第2 改正の要点

改正の要点は次の10点のとおりです。

1 特別教育の追加（安衛則第36条及び第39条関係）

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）を追加することとしたこと。

また、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について、学科教育の内容を次のとおり規定したこと（安全衛生特別教育規程第22条関係）。

①足場及び作業の方法に関する知識

3時間

②工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識 30分

③労働災害の防止に関する知識

1時間30分

④関係法令 1時間

なお、安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされていますが、この規定に基づき、次のとおり特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- ③とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた者
さらに、特別教育に関しては経過措置が設けられており、適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している者については、平成29年6月30日までの間は、当該業務に関する法第59条第3項の特別の教育を行うことを要しないこととしており、その間に実施する特別教育については、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間とすることができます。

①足場及び作業の方法に関する知識

1時間30分

②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分

③労働災害の防止に関する知識 45分

④関係法令 30分

このほか、適用日より前に、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略することができます。

2 架設通路に係る墜落防止措置の充実（安衛則第552条）

(1)改正省令による改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）第552条第1項第4号イでは、事業者は、墜落の危険のある箇所には、設備として高さ85センチメートル以上の手すりを設けなければならないこととされているところ、高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）を設けなければならないこととしたこと。

(2)安衛則第552条第1項第4号では、事業者は、墜落の危険のある箇所には、手すり等及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）を設けなければならないこととされているが、作業の必要上臨時に当該設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときに、適用しないこととしたこと。

①安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

②①の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

(3)事業者は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに取り外した設備を原状に復さなければならないこととしたこと。

(4) 労働者は(2)の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこととしたこと。

3 鋼管足場に使用する鋼管等について (安衛則第560条関係)

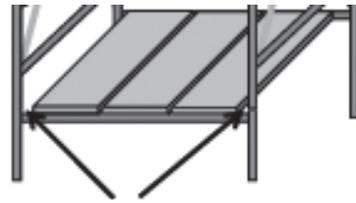
(1)旧安衛則第560条第1項では、事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格A8951(鋼管足場)に定める鋼管の規格(以下「鋼管規格」という。)又は同項各号に定める材質等に適合するものでなければ使用してはならないこととされているところ、鋼管足場に使用する鋼管のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第8第1号から第3号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格A8951(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は同項各号に定める材質等に適合するものでなければ使用してはならないとしたこと。

(2)旧安衛則第560条第2項では、事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、鋼管規格に定める附属金具の規格又は安衛則に定める材質等に適合したものでなければ、使用してはならないこととされているところ、鋼管足場に使用する附属金具のうち、令別表第8第2号から第7号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質(衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。)が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ、使用してはならないこととしたこと。

4 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実 (安衛則第563条関係)

(1)高さ2メートル以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を12センチメートル未満とすることを追

加したこと。



床材と建地との
隙間12cm未満

なお、足場の作業床に関しては経過措置が設けられており、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用しないこととしています。

(2)(1)については、次のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しないこととしたこと。

①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

②はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

(3)墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、足場用墜落防止設備(※)を設けなければならないこととされているが、作業の性質上当該設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に当該設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときには、これを適用しないこととしたこと。

①安全帯を安全に取り付けるための設備

等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ②①の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

※わく組足場（妻面に係る部分を除く。）については(i)又は(ii)、わく組足場以外の足場については(iii)に掲げる設備。

(i)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(ii)手すりわく

(iii)手すり等及び中棧等

(4)事業者は、作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに取り外した設備を原状に復さなければならないこととしたこと。

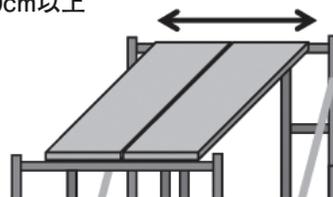
5 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則第564条関係）

(1)旧安衛則第564条第1項では、事業者は、つり足場、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときに講じなければならないこととされている墜落防止措置等について、その対象範囲を拡大し、つり足場、張出し足場又は高さ2メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、当該措置を講じなければならないこととしたこと。

(2)足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならないこととしたこと。

- ①幅40センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

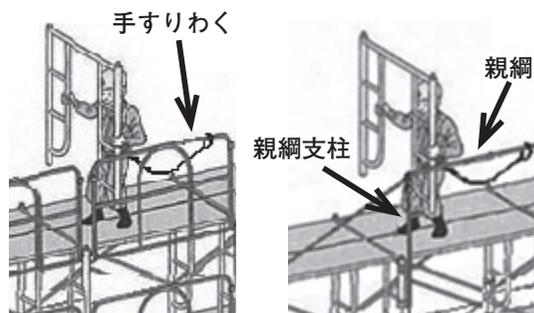
作業床の幅
40cm以上



- ②安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであり、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親網が含まれること。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導することとしています。



安全帯取付け設備の例

(3)旧安衛則第564条第1項第4号では、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させることとされているところ、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでないこととしたこと。

6 令別表第8第1号に掲げる部材等を用いる鋼管足場について（安衛則第571条関係）

(1)旧安衛則第571条第1項では、事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件が定められているところ、令別表第8第1号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めることとしたこと。

(2)旧安衛則第571条第1項第3号に掲げる要件では、単管足場にあつては、建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとされているところ、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでないこととしたこと。

7 令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場について（安衛則第572条関係）

旧安衛則第572条では、事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めているところ、令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材以外の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する以外

の鋼管を用いて構成される鋼管足場が適合しなければならない要件を定めることとしたこと。

8 作業構台に係る墜落防止措置の充実（安衛則第575条の6関係）

(1)旧安衛則第575条の6第4号では、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中棧等を設けることとされているが、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、第2の2の(2)の①及び②と同様の措置を講じたときに、適用しないこととしたこと。

(2)作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、第2の2の(3)と同様の措置を講ずることとしたこと。

(3)労働者は、(1)の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこととしたこと。

9 注文者の点検義務の充実（安衛則第655条及び第655条の2関係）

旧安衛則第655条及び第655条の2では、特定事業の仕事を行く注文者は、請負人の労働者に、足場又は作業構台を使用させるときは、強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において点検を行い、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとしているが、それに加えて、当該足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても同様の措置を講ずることとしたこと。

10 その他所要の改正を行ったこと。

おわりに

以上、改正された労働安全衛生規則や安全衛生特別教育規程について説明しましたが、詳細については最寄りの労働基準監督

署や各都道府県労働局安全主務課にお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

施行日と経過措置について

1 施行日

平成27年7月1日

2 経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置

改正省令の施行(平成 27 年7月1日)の際現に「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)」に従事している^{※1}者については、平成 29 年6月 30 日までの間は、当該業務に関する特別の教育を行うことを要しない。

※1 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点に、建設工場の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない

(2) 足場の作業床に関する経過措置

はり間方向における建地の内法幅が 64cm 未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行(平成 27 年 7 月 1 日)の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合^{※2}に限り、第 563 条第 1 項第 2 号ハ「床材と建地との隙間は、12cm 未満とすること」の規定は、適用しない^{※3}。

※2 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。

※3 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第 563 条第 1 項第 2 号ハを適用しない。